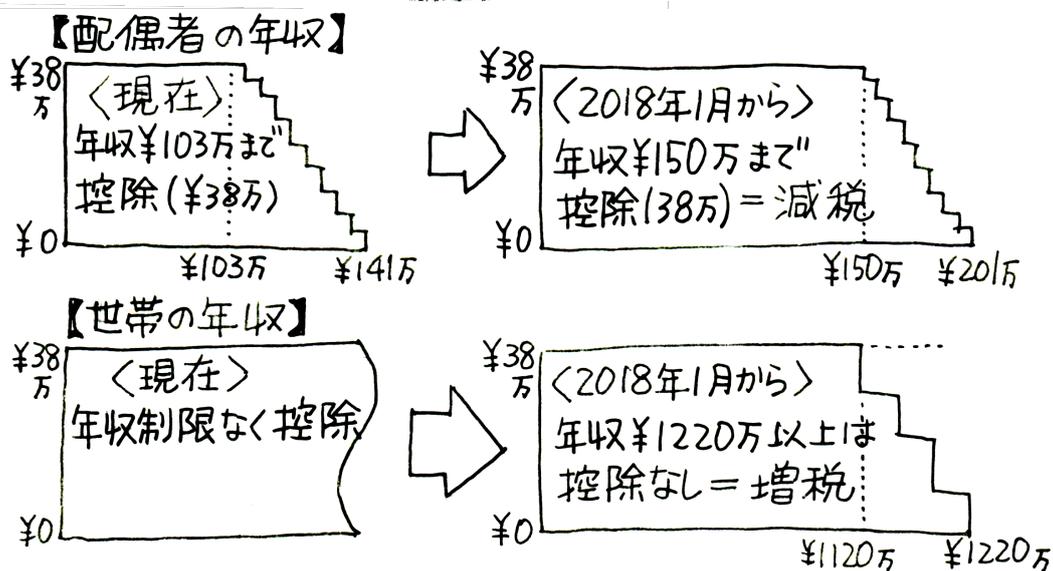


# パート収入 「103万円の壁」から「150万円の壁」へ減税！

配偶者がパートで働く世帯を減税する所得税の「配偶者控除」ですが、2018年1月から、満額受けられる年収の上限を現行の103万円以下から150万円以下に引き上げます。また、パート年収201万円未満は控除の一部を受けられるようになります。

その反面、世帯主が高所得の場合は増税になります。年収1120万円から1220万円未満までは控除額が少なくなり、1220万円以上は控除はなくなります。

## ☆配偶者控除見直しのイメージ



財務省によれば、150万円以下にすると新たに控除の対象となる「夫婦子ども2人」のパート世帯で世帯主の年収が500万円なら、住民税分も含めて年間約52,000円の減税になります。

減税となるのは約300万世帯。時給1,000円×1日6時間労働×1ヶ月20日労働＝年収約144万円とすると大半のパート世帯が対象となりそうです。

### 【これまでの配偶者控除】

夫婦どちらかが年収103万円以下なら、世帯主の年収から38万円（＝配偶者控除）を差し引いてから所得税率をかけ、税負担を軽くしている。このため、パートで働く人たちは、この要件に入るよう、年収103万円以下に調整する人が多かった。その影響で年末に人手不足になる企業もあったが、今回の見直しで人手不足解消はもとより、夫婦がもっと働きやすくなると見られている。